

第7回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和元年 7月 5日 (水) 午後3時

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

・出席委員

1番	白石 淳一	2番	金井 邦雄 (会長職務代理者)
3番	角田 郁夫	4番	原田 良美
5番	遠藤 由理子	6番	松井 則雄
7番	堀江 正司	8番	本多 弘
9番	中村 光孝	10番	鶴淵 君江
11番	宇敷 和也 (会長)	12番	清水 文明
13番	井上 正文	14番	見城 覚
15番	小林 由喜子		

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後 2 時 5 6 分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
在任委員 15 名中、現在の出席委員は 15 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長 (宇敷会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後 2 時 5 7 分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後 2 時 5 8 分
最初に議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、12 番清水文明委員、13 番井上正文委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後 2 時 5 9 分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後 3 時 0 2 分
議案第 31 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。
- 議案説明 4 件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入る前に1番の案件につきましては、白石委員が現地調査に行っていますので報告をお願いします。

1番 現地調査の結果ですが、譲受人の農地に隣接する場所になります。その農地と道路の間にある狭い農地になるわけですが、農作業の効率化を図るということですので何ら問題はないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

13番 はい。

議長 13番。

13番 調査書の特記事項に太陽光発電設備があるということですが、この施設は譲渡人の所有のものですか。土地の所有権が移転することになるわけですが、その施設の権利関係はどのようになりますか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 太陽光発電施設については、もともと譲渡人が代表を務めていた法人が設置しています。営農型の太陽光発電施設になります。施設設置の当時から譲受人が借りて耕作をしていたものになります。

営農型太陽光発電施設を設置する時に今回の譲受人、譲受人、太

陽光発電事業者の3者が、それぞれ農地利用の賃貸借権、太陽光に関しては、区分地上権、支柱部分の転用に係る賃貸借権の権利を設定してあったものになります。

本申請では、所有権の移転を行うためであって、施設設置者からは土地所有者の変更について、また、譲受人からは土地に太陽光発電施設が設置されていることについての同意書をいただいています。

これによって土地所有者と耕作者が同一になり、太陽光発電施設については、区分地上権及び支柱部分の転用に係る賃借権が設定されることになると思います。

13番 施設の面積はどのくらいですか。

事務局員 申請地の全面積を利用する権利設定です。

3番 設備の設置はいつからですか。

事務局員 平成26年に設置したもので5年目になります。

7番 このあたりは良く通るんですが、ミョウガが出来る頃になると敷き藁をしたり耕作をしているようだった。

13番 ミョウガは日陰でも育つ作物と認識しています。

7番 通常の太陽光発電施設より高いんですよ。下で作業が出来るようになっていきます。

13番 はい。わかりました。

議長 ほかに。

15番 はい。

議長 15番。

15番 下限面積ですが、自作地じゃなくても良いんですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 借入地であっても営農面積であれば大丈夫なものになります。

議長 ほかに。

6番 はい。

議長 6番。

6番 ミョウガということですが、地域平均の8割の収量ということですが、どのくらいになるのかなと思います。この5年間でどうだったのか。この8割っていうのはまあまあハードルの高い数値と考えます。

あのあたりを通るのですが、そんなにミョウガが採れるほどあるのかなと。

7番 時期になると敷き藁なんかしてやっていますよ。

6番 手入れはしている。きれいになっていて雑草が生えていたりとかはしていないが、どうなのかなと思ひまして。

12番 荒らさずに営農しているのであれば、ある程度は良しとして問題はないのではないかと。

事務局員 はい。いいですか。

議長 事務局。

事務局員 市内に営農型が4つありますが、ミョウガを作付けしているのは2カ所です。ミョウガは半陰生植物ということで日陰で充分育つ作物となっています。営農型なので毎年収量等の報告をしています。

実際どのくらいあるんですか。

6番

事務局員 去年は、病気で入院していたため作付けできなかったとのことでゼロです。その前までは平均収量の7割程度は収穫できていたと記憶しています。昨年からは収量に関しては出荷票なり納品書等の確認書類を添付してもらうことにしました。

通常のパネルより設置位置が高いんですね。

7番

事務局員 2メートル以上の高さに設置するように規定があります。農機具が入れるスペースを確保するためです。

白沢の営農型は随分低い。屈んで作業している。

9番

事務局員 白沢の施設についてはその規定が出来る前です。当市で一番初めに出来た営農型の設備になります。

白沢の施設に関しては、去年の報告では平均収量と同等以上の量が採れています。

その平均収入の金額というのは何が基準ですか。

1番

事務局員 8割という基準ですが、収入の金額ではなくて、あくまでも収穫の量のことになります。地域平均の収量は、群馬アグリネットや農水省や群馬県の農水産の統計資料等から算出をしてもらっています。

作物によって違いますよね。

1番

事務局員 それはそうですね、主要品目であれば品目ごとに数値が出ているものになります。

1 番

そういった資料とかデータとかは、県のホームページ等で確認できるものですか。

事務局員

統計資料として添付されているので確認は取れると思います。

1 番

そういったところで確認をしていかないと、漠然と 8 割といわれてもなかなか判断も難しいなど。前橋、高崎あたりと比べればもちろん違うだろうし。

議長

そういうことは生産者には言っている訳ですよ。

事務局員

はい。そこは営農型を設置する際の規定なので伝えてあります。もちろん毎年の報告になりますので承知しているはずです。

議長

ほかに。

では、4 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 3 1 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 3 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第 3 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2 件

(議案内容説明)

事務局員

議長

1 番の案件ですが、白石委員が現地調査に行っていますので報告をお願いします。

1 番

現地調査の結果ですが、まず、申請者は高齢になってきたとこのことで耕作が出来なくなってきたということです。昨年までは作っていたんですが、いろいろな事情があり分譲住宅用地にしたいということです。

一つ心配なのは、農業用水路がありますが、造成用地の真ん中に道路を設置するというので、雨水なんかはその接続先のU字溝に入ると思うんですけど、水路としては大きくないものなので、その路面排水の流量がどのくらいになるのか計算するなど、付近に水害が出ないように留意してほしいと思います。

事務局員

申請書の添付書類に土地利用計画図の図面がありますが、分譲区画の敷地内の7区画についての雨水については、それぞれ浸透式処理ということです。道路部分については特に記載は無いですが、北側の水路へ行くものと思われます。

議長

排水の関係については事務局から改めて関係者へ確認をとってもらうことで良いでしょうか。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1 番の案件について

3 番

土地の造成をすると記載があり、造成費用も高いようなので、盛り土等をする様なイメージがあるんですが。

1 番

北側、東側のアパートとは1メートルぐらいの段差があるので盛り土をすると思います。

見積書には、排水工事、道路造成工事、盛土工事が含まれていま

事務局員 す。

道路はコンクリ、アスファルトどちらですか。

1 番

事務局員 材料までの記載は無いです。ただ周囲の土地がアスファルトなのでアスファルトになるのかと思います。

はい。

1 3 番

1 3 番。

議長

1 3 番 先ほどの説明で、宅地造成のみの転用は原則禁止とのことでしたが、2つの要件を満たせば許可できる、その中で住宅用地に供されることが確実性が見込めるかということでしたが、その期間だとかその造成の時に仮契約だとか必要になるものなのか。

事務局員

造成後何年以内に住宅が立たないとだめであるとか、明確な数字では出ていません。通例として2、3年で宅地として利用される見込みがあるかどうかぐらいで考えてもらえればと思います。

土地造成だけをしてしまうので、その造成後に住宅ではなくて、例えば太陽光や資材置場なり別の目的で使用しないことが確実かどうか、確実に住宅用地になる見込みがあるかどうか、そのあたりを判断していただきたいと思います。

その後については、事務局の方で追跡調査等はするんですか。

1 3 番

事務局員 土地造成工事が終わった時点で完了報告書の提出をしていただきます。

土地造成のみの転用についてはレアケースだと思います。過去に4年前、7年前に事例がありまして、場所は西原新町と上原町となっています。

西原新町は5区画分譲で、現在全ての区画に住宅が建築されています。上原町は10区画ありまして、現在7区画が建築済みという状況でした。

3 番

はい。道路についてなんですが、道幅はどのくらいありますか。

事務局員

道路については、建築確認が必要な地区なので十分な道幅があります。6メートル道路です。

議長

ほかに。

2 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 3 2 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 3 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 3 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 3 3 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

次に議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員

(議案内容説明)

説明が終わりました。審議に入ります。

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

4番の案件について

5番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第34号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後4時02分

6. 協議事項

- (1) 農業振興船津賞の実施について
- (2) 永年勤続農業委員等表彰事業の実施について
- (3) あっせん委員の委嘱について
- (4) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和元年「田畑売買価格等に関する調査」の回収について
- (2) 全国農業新聞の普及推進活動について
- (3) 新規就農者実態調査について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後4時44分